

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 被引浮体搭乗者負傷 |
| 発生日時 | 令和4年8月28日 12時30分ごろ |
| 発生場所 | 岐阜県美濃加茂市牧野地先（木曾川） 牧野四等三角点から真方位200°850m付近 （概位 北緯35°26.4′ 東経137°04.2′） |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{ジーティエックス エルティエーティ} GTX LTD 300 は、浮体をえい航して遊走中、浮体搭乗者が落水して負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年9月1日、主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 水上オートバイ GTX LTD 300、0.2トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 240-69580愛知、株式会社ドリームアシスト |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、特殊小型 |
| 負傷者 | 重傷 1人（搭乗者A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人の家族である搭乗者Aほか2人の搭乗者が座面に座ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索によりえい航し、約45km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で遊走中、左へ旋回した際、搭乗者Aの左足が水面に接触し、本件浮体がバランスを崩して転覆し、搭乗者全員が落水した。</p> <p>船長は、搭乗者Aの負傷を認め、救助したのち、本船が出発したマリーナに戻り、搭乗者Aの家族が救急車を要請した。</p> <p>搭乗者Aは、救急車で病院に搬送され、左大腿骨骨折と診断された。</p> <p>船長、搭乗者A及び本件浮体の搭乗者は、全員が固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本件浮体をえい航する前、搭乗者全員に対し、本件浮体にしっかりつかまること、手足を出さないこと等の注意をしていた。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体の進行方向に向かって左側に座っており、本件浮体が左へ旋回した際、ふざけて左足を本件浮体の外に出し、水面に接触した。</p> <p>船長は、旋回する際、本件浮体の搭乗者の状況を確認していなかった。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>分析</p> | <p>本船は、本件浮体をえい航して遊走中、船長が約45km/hの速力で左旋回した際、搭乗者Aが、左足を本件浮体の外に出し、左足が水面に接触したことにより、本件浮体がバランスを崩して転覆し、搭乗者全員が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長が、旋回する際、本件浮体の搭乗者の状況を確認していなかったことについては、船長から情報が十分に得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が本件浮体をえい航して遊走中、船長が約45km/hの速力で左旋回した際、搭乗者Aが、左足を本件浮体の外に出し、左足が水面に接触したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮体をえい航する水上オートバイの船長は、安全な速力で航行し、旋回する時、周囲に障害物がないことを見極めた上、搭乗者に危険が及ばないよう十分に減速すること。 ・ 浮体をえい航する船長は、浮体搭乗者の見張り役を同乗させることが望ましい。 |